

III 健康・福祉・防災

- 1 高齢者福祉、介護保険
- 2 児童福祉、母子父子の福祉など
- 3 保健、健康づくり、安全対策
- 4 地域福祉、心身障がい者福祉
- 5 その他

事業費計 7億767万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

国民年金

14万円

(担当：町民生活課住民係)

国民年金（基礎年金）はすべての国民が加入する制度です。年金制度は3つのグループに分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います（下表参照）。

町では、自営業者や農業者などの加入や異動の届け出、免除申請の受付、支給開始請求の提出などの事務を行っています。また、日本年金機構では、みなさんからの質問にお答えする「年金ダイヤル（☎0570-05-1165）」を開設しています。

今年度の国民年金の保険料は、月額15,020円です。

■年金制度の対象・手続き先

	対象者	手続き先	保険料の納付方法
第1号被保険者	学生、自営業者など	市区町村役場	自分で納付
第2号被保険者	会社員、公務員など	勤務先	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先	なし (配偶者の加入制度が負担)

主な経費

年金事務所との通信料 7万円
その他事務経費 7万円

財源

国からの委託金 123万円

※この仕事に必要な人件費などの費用は国から交付されます

納めていますか？国民年金保険料

(担当：町民生活課住民係)

保険料の納め方は、みなさんの納めやすい方法を選択できます。

■全国の金融機関・コンビニなどで納められます

郵便局、銀行、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫、年金事務所、コンビニエンスストアに納付書を持っていき納めます。

■口座振替が便利です

毎月納めに行く手間も省けて安心・確実です。手続きは金融機関や郵便局の窓口へ。

■前納するとお得です

1年分、半年分などをまとめて納めると保険料が割引になりお得です。現金納付でも口座振替でも前納できますが、口座振替だけの割引や毎月納付の早割制度もありますので、口座振替をご利用されると更にお得です。

※口座振替で前納や早割を希望するときは3月上旬までに申出が必要です。

■保険料を納めることが困難なとき

経済的理由などで保険料を納めるのが困難なときは、保険料の納付を免除する保険料免除制度があります。20歳以上の学生は、申請して認められると保険料を後から納めることができる特例制度があります。また、30歳未満の人で所得が一定以下の場合も、申請により保険料を後から納めることができる特例があります。

詳しくは、町民生活課住民係（☎0136-44-2121）へご相談ください。

Ⅲ 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

新 介護保険事業

5,298万円

(担当：保健福祉課福祉係)

介護保険は、40歳以上の保険加入者が納める保険料と、国や都道府県、市町村の負担金を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護サービスや介護予防サービスを提供し、被保険者と家族を支援する制度です。

介護保険事業は、平成21年4月から後志広域連合が保険者となり事業を行っています。町民のみなさんのサービスの相談や申請などは役場と倶知安町の後志広域連合で対応します。

また、今年度は平成26年までの「後志広域連合第5期介護保険事業計画」を作成し、今後の介護福祉サービスの見込量などを設定します。

計画の期間 平成24年度から平成26年度（3年間）

主な経費

介護給付費	4,238万円
広域連合事務負担金	628万円
介護認定審査会負担金	237万円
その他事務費	195万円

介護保険予防事業

209万円

(担当：地域包括支援センター介護支援係)

要介護状態にならない、なっても重くならないようにするために介護予防教室や訪問支援を行なっています。

- 訪問や相談、民生委員との連携の中から身体の弱い高齢者の状況把握や栄養改善、認知症予防の生活を支援します
- 身体の弱い高齢者向け運動教室（通称「貯筋教室」）や老人クラブ向け健康教室を行ないます
- 高齢者の1人暮らし声かけ支援で、定期的に見守り訪問をします

主な経費

高齢者の状況把握や相談経費	22万円
介護予防教室開催・訪問経費	67万円
1人暮らし声かけ支援事業経費	40万円
老人クラブ向け健康教室経費	5万円
後志広域連合負担金	75万円

財源

後志広域連合からの受託金	134万円
ニセコ町の負担額	75万円



Ⅲ 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

高齢者の総合相談事業

260万円

(担当：地域包括支援センター介護支援係)

地域包括支援センターでは、高齢者の自立した生活を応援するためさまざまな相談を受けています。センターは高齢者の総合相談窓口として、それぞれの要望や相談内容に応じて各種保健・福祉・介護サービス等へつなぐ支援を行っています。

■センターの主な業務

- ・関係機関と連絡調整し、相談者に必要な制度の利用やサービスを紹介
- ・民生委員や地域のみなさんと連携し、高齢者の生活状況の把握や見守り支援
- ・家族介護教室の開催や認知症サポート支援
- ・身体の弱い高齢者や要支援認定者の介護予防プランの作成とサービス事業者等との調整

■こんな時は気軽にご相談ください

- ・自宅での生活が難しくなってきた
- ・介護認定を受けたい
- ・近所の高齢者の生活が心配、家族が介護に困っている
- ・介護放置や虐待の心配がある
- ・成年後見人制度を利用したい

主な経費

相談調整など支援経費	44万円
予防プラン作成委託経費	99万円
後志広域連合負担金	94万円
家族介護教室開催経費	23万円

財源

後志広域連合受託金	67万円
国保連合会からの手数料	99万円
二セコ町の負担額	94万円

除雪派遣サービス、在宅給食サービス、軽度生活支援サービス

149万円

(担当：保健福祉課福祉係)

町では、高齢者の自立した生活を支援するため、二セコ町社会福祉協議会に委託して次の事業を行っています。

■除雪派遣サービス

高齢者や障害のある人を対象に、積雪時住宅周辺の除雪を行います（費用の一部は本人負担となります）

■在宅給食サービス

在宅の高齢者のうち、老衰、心身の障がい、傷病などの理由で日常生活が不自由で、調理をするときに支援が必要な人を対象に、希望に応じて週1回食事をお届けします。本人負担額は1食あたり200円です

■軽度生活支援援助サービス

高齢者の自立した生活を支援するため、介護保険の要介護認定に該当しないと判定された人を対象にホームヘルパーを派遣し、軽易な生活援助サービスを提供します。利用額は1時間あたり160円です

主な経費

委託料	149万円
-----	-------

財源

利用者の負担額	44万円
二セコ町の負担額	105万円

III 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

生きがい活動支援通所・外出支援サービス 286万円

(担当：保健福祉課福祉係)

高齢者が寝たきりなど介護が必要な状態にならないために、できる限り予防対策に取り組むことが大切です。この事業は、介護保険に該当しないと判定された人でも、デイサービスセンターを気軽に利用してもらうものです。

利用額は1回960円で、そのほかに食事代がかかります。

主な経費

生きがい活動支援通所事業委託料 249万円
外出支援サービス事業委託料 37万円
(生きがい活動支援通所送迎サービス)

財源

利用者の負担額	40万円
二セコ町の負担額	246万円

高齢者緊急通報装置の貸し出し・運営 101万円

(担当：保健福祉課福祉係)

高齢者世帯に緊急通報装置(福祉電話)を設置し、急病や事故などの緊急時に備えます。利用者には、実費負担として毎月525円(機器の点検料)と設置時に1万円を負担していただいています。

主な経費

高齢者緊急通報システム運営事業業務委託料 101万円

高齢者と障がい者の住宅改修費助成 30万円

(担当：保健福祉課福祉係)

介護保険法や障害者自立支援法では、住宅を改修する工事費の支給制度があります。この制度での助成対象額の上限は20万円までですが、町では20万円を超える工事費に対して、その半額を助成します。町からの支給限度額は30万円までです。

主な経費

改修工事費用助成金 30万円

福祉灯油の助成 148万円

(担当：保健福祉課福祉係)

年収80万円未満の一人暮らしの高齢者とひとり親家庭を対象に、町民税課税状況を考慮し冬期間の暖房に必要な灯油を助成します。助成を受けるためには申請(申請時期11月)が必要です。

■助成期間：12月から3月

■助成量：世帯あたり400ℓ(1カ月100ℓ)

主な経費

老人福祉灯油扶助 101万円
母子家庭暖房費扶助 47万円

財源

北海道の負担額	50万円
二セコ町の負担額	98万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

高齢者の綺羅乃湯入館料の助成 468万円

(担当：保健福祉課福祉係)

70歳以上の高齢者が、二セコ駅前温泉「綺羅乃湯」を利用するときに、入館料の一部を助成しています。

■入館料（利用者が実際に支払う額）

70歳以上の高齢者 100円

※利用回数の上限は、1人年間80回までです

主な経費

二セコ駅前温泉高齢者入館料扶助 468万円

老人施設入所費 1,216万円

(担当：保健福祉課福祉係)

養護老人ホームに入所している人の費用を負担しています。なお、入所者本人と扶養義務者には所得に応じた費用負担があります。

主な経費

老人施設入所措置費 1,216万円

財源

利用者の負担額	300万円
二セコ町の負担額	916万円

敬老会の開催 198万円

(担当：保健福祉課福祉係)

75歳以上のみなさんを対象に敬老会を開催し、長寿をお祝いします。

また、金婚者(結婚50年)に対して記念品を贈呈します。

参加は無料です。

主な経費

会食代など	159万円
送迎費（バス5台分）	19万円
記念品（金婚式 ニセコハイツ入所者）	12万円
案内状ハガキ、郵送料、謝礼など	8万円

長寿祝い金の支給 312万円

(担当：保健福祉課福祉係)

長寿の節目を迎えたみなさんをお祝いするため、長寿祝い金を支給します（喜寿3万円、米寿5万円、白寿20万円）。

主な経費

喜寿(77歳)	147万円
米寿(88歳)	145万円
白寿(99歳)	20万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

新 高齢者保健福祉計画の作成

48万円

(担当：保健福祉課福祉係)

高齢者の世帯状況や福祉サービスの利用状況を把握して、今後の高齢者福祉サービスの見込み量などを設定します。

計画の期間 平成24年度から平成26年度（3年間）

主な経費

計画作成委託料 48万円



高齢者事業団運営費補助 50万円

(担当：保健福祉課福祉係)

高齢者事業団の運営費に対して補助を行います。

主な経費

高齢者事業団訪問開拓員人件費補助 50万円

老人クラブ連合会補助 35万円

(担当：保健福祉課福祉係)

老人クラブ連合会の活動経費に対して補助を行います。

主な経費

老人クラブ連合会補助 35万円

財源

北海道の負担額	24万円
ニセコ町の負担額	11万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

2 児童福祉、母子父子の福祉など

子ども手当の支給

9,151万円

(担当：保健福祉課福祉係)

子ども手当制度は、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学卒業まで（15歳到達後の3月）の子どもを対象に給付金が支給されます。

■支給額 子ども一人あたり月額13,000円

■支払時期 毎年6月、10月、2月（それぞれの前月分までが支給されます）

■所得制限 所得制限はありません

主な経費

子ども手当 9,151万円

財源

国の負担額	7,259万円
北海道の負担額	946万円
ニセコ町の負担額	946万円

ブックスタート事業

12万円

(担当：保健福祉課福祉係)

赤ちゃんの言葉と心を育むためには、あたたかなぬくもりの中で優しく語りあう時間が大切です。ブックスタート事業は、そのかけがえのないひとときを「絵本」を通じて応援する運動です。町では0歳児健診のときに、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本とアドバイス集、バックを手渡しをしています。

主な経費

ブックスタート配布用品 12万円
(絵本2冊、アドバイス集、ブックスタートバック用品)

学童保育所の運営

710万円

(担当：保健福祉課福祉係)

学童保育所は、仕事などで保育に専念できない家族にかわり、町内の小学校1年生から3年生までの児童を保育しています。入所の受け付けは随時行っていますので、詳しくは保健福祉課福祉係（☎0136-44-2121）にお問い合わせください。

なお、保育料は月額5,000円です。

主な経費

指導員賃金	663万円
施設維持費（電気・電話料など）	33万円
児童クラブ共済保険料	14万円

財源

保育料	210万円
国の負担額	178万円
ニセコ町の負担額	322万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

国民健康保険事業

2億1,000万円

(担当：保健福祉課保険医療係)【国民健康保険事業特別会計】

国民健康保険事業は後志広域連合が事業運営を行っていますが、保険税率の設定や特定健康診査などの予防事業や窓口での手続き業務などは、町で行っています。また、近年医療費の支出が大幅に増えており、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を図るため、国保税の引き上げを行いますが、保険税の負担が急激な増加とならないよう一般会計から補てんを行います。

主な経費

後志広域連合への負担金 2億865万円
その他事務経費 135万円

財源

加入者の保険料 1億3,697万円
国からの補助金 250万円
道からの補助金 1,535万円
ニセコ町の負担額 5,518万円
（うち貯金の取り崩し 1,000万円）
（うち保険税不足分の補てん 2,440万円）

後期高齢者医療事業

4,450万円

(担当：保健福祉課保険医療係)【後期高齢者医療特別会計】

75歳以上の人（一定の障がいのある人は65歳以上）は、それまで加入していた保険を脱退し、後期高齢者医療保険に加入します。

この事業では、町は保険料の徴収を行うほか、制度の運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合へ負担金を支払います。

主な経費

北海道後期高齢者医療広域連合納付金
（保険料） 2,777万円
（事務費など） 1,578万円
その他事務経費 95万円

財源

保険料 2,782万円
ニセコ町の負担額 1,668万円

III 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

福祉医療に対する給付事業

8,623万円

(担当：保健福祉課保険医療係)

中学3年生までの子ども、重度心身障がい者、ひとり親家庭の保護者とその子どもへ医療費の一部または全部を助成し、病気の早期発見、治療を行い福祉の増進を図ります。

また、今年度も75歳以上の人の健康診査費用個人負担分を無料にするほか、後期高齢者医療に係る療養給付費を運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合へ支出します。

主な支出

後期高齢者療養給付費負担金	5,521万円
重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療扶助費	1,898万円
こども医療費扶助費	1,158万円
健康診査委託料	46万円

財源

北海道の負担額	748万円
国・道以外の負担額	857万円
ニセコ町の負担額	7,018万円

お母さんと子どもの健康診査

458万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

妊娠中の母子から就学前までの幼児を対象に、各種健康診査を行います。

■母子健康手帳の発行

■妊婦健康診査助成

全妊婦を対象に、14回の定期一般健康診査と超音波検査6回分の費用を助成します

※受診時期により助成額が異なりますので早めに妊娠届出をしてください

■乳児健康診査

12カ月までの乳児を対象に年4回行います

■1歳6カ月・3歳児健康診査

年4回行います

■歯科検診・フッ素塗布事業

満1歳から就学前までの幼児を対象に、歯科検診・むし歯予防指導、フッ素塗布を年2回行います

■むし歯予防教室

幼児センターで幼児や保護者を対象に、むし歯予防のための教室を開催します

主な経費

妊婦健康診査助成	372万円
乳幼児健康診査	60万円
歯科検診事業	26万円

財源

北海道からの交付金	142万円
ニセコ町の負担額	316万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

【新 拡】子どもと高齢者の予防接種

1,327万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

子どもの定期予防接種をニセコ医院で行います。予防接種の対象となる人には、個別にお知らせしています。日程確認や詳細については保健福祉課健康づくり係までお問い合わせください。

※麻しんと風しんの二種混合予防接種は、平成24年度まで13歳で1回、18歳で1回の追加接種を行います

※BCG予防接種は生後6カ月までに済ませましょう

【新規】乳幼児期に接種する任意予防接種のインフルエンザ菌b型（ヒブ）ワクチンと肺炎球菌ワクチン、おたふくかぜ、水痘ワクチン費用の全額を助成します。指定医療機関はニセコ医院ですので、直接予約手続きをしてください。

【新規】子宮頸がん予防ワクチンを中学1年生から高校3年生までを対象に全額助成します。指定医療機関はニセコ医院ですので、直接予約手続きをしてください。

【拡大】高齢者の肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を70歳以上から65歳以上に拡大します。ワクチン接種後に領収書、接種済証（ワクチン接種を証明できるもの）、印鑑を持参し手続きしてください

※インフルエンザ予防接種は、1歳～18歳、65歳以上の人や、60歳～64歳までの人で心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある人は全額助成を受けることができます。指定医療機関はニセコ医院で10月から申し込みを受け付ける予定です

主な経費

定期予防接種ワクチン、医薬材料費	159万円
医師への予防接種委託料	49万円
ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン	176万円
子宮頸がん予防ワクチン	321万円
おたふくかぜ、水痘ワクチン	105万円
65歳以上肺炎球菌ワクチン接種費用助成	60万円
インフルエンザ予防接種事業	457万円

財 源

北海道からの補助金	188万円
ニセコ町の負担額	1,139万円

下記の任意予防接種の費用を全額または一部助成します。

	予防接種	対 象	助成額	指定医療機関	手続き方法
新規	小児用肺炎球菌	2か月～就学前児	全 額	ニセコ医院	希望者は直接ニセコ医院へ予約手続きをしてください。
	おたふくかぜ	1歳～就学前児	全 額	ニセコ医院	
	水痘	1歳～就学前児	全 額	ニセコ医院	
拡大	インフルエンザ菌b型(ヒブ)	【拡】 2か月～5歳未満児	【拡】 全額	ニセコ医院	
	子宮頸がん予防ワクチン	【拡】 中学1年～高校3年生	【拡】 全額	ニセコ医院	
	高齢者向け肺炎球菌	65歳以上	1人 3,000円	無し (かかりつけ医)	

Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

母と子の子育て教室・相談事業

9万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

子育てを支援する各種教室、相談事業を行います。

■育児セミナー（年4回）

1歳未満の子どもを育児している保護者を対象に、歯みがきや離乳食のコツなどを紹介し、保護者同士の交流を図ります

■乳幼児健康相談（年3回）

乳児と2歳児の発育や栄養、生活習慣、子育ての相談を受けます

■妊婦さん、赤ちゃん訪問

初妊婦、生後1カ月前後の赤ちゃんがいる家庭を訪問します。産前産後の体調や子育ての相談に活用ください

主な経費

各種相談事業費	6万円
各種教室開催費	3万円

健康づくりの啓発・訪問相談事業 69万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

町民のみなさんが毎日を健康に過ごせるように、各種の事業を行います

■教室事業

地区巡回健康教室・健康づくり講演会

■相談・訪問事業

健康相談（役場会場は奇数月の10日を予定しています、土日の場合は前後します）

※介護教室や健康講話、健康相談は希望地区や団体などへ出向きますのでご活用ください

子育ての心配ごとは 気軽に相談してください

(保健福祉課健康づくり係)

町では、近隣町村合同で乳幼児の発達相談や発達支援を行っています。お子さんの発育や情緒について心配なときは、保健師へご相談ください（☎0136-44-2121）。

III 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

成人の各種健康診査事業

674万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

病気の早期発見、早期治療のため各種健康診査を行います。

今年度行う検診の申し込みは、3月に一括して受け付けましたが、定員に満たない検診は随時申し込みを受け付けます。詳しくは担当係までお問い合わせください。

※特定健康診査のうち、40～74歳までの人は、各保険者が実施する健診になります。生活保護受給世帯と国民健康保険に加入している人以外（被扶養者も含めて）は、勤務先の事務担当者を通して各医療保険団体へ申し込みをして、受診券を発行してもらってから、町の検診担当者にご連絡ください

※受けやすい時期にぜひ受診しましょう

■これからの検診日程

5月10日(火)・11日(水)、7月26日(火)

対がん協会健康診査（特定健康診査、胃・肺・大腸がん検診・肝炎検診）

7月30日(土) 女性の検診（乳・子宮がん検診）

8月18日(木) 総合検診（特定健康診査、胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診）

10月18日(火) エキノコックス症検診（重点地区：有島・元町・近藤方面、ほかの地区は過去5年間検査を受けていない人）

11月10日(木) 巡回ミニドック（特定健康診査、胃・肺・大腸がん検診・肝炎検診）

主な経費

各種健康診査	656万円
エキノコックス症検診	18万円

財源

検診受診者の負担額	136万円
北海道からの補助金	38万円
ニセコ町の負担額	500万円

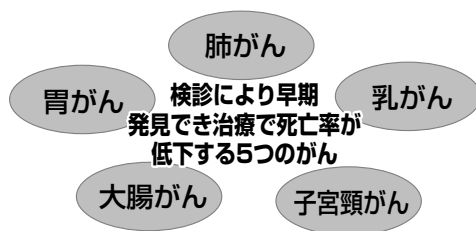
検診の有効性

現在の日本人の3人に1人はがんで亡くなっています。そして次に心臓病、脳血管疾患と続きます。

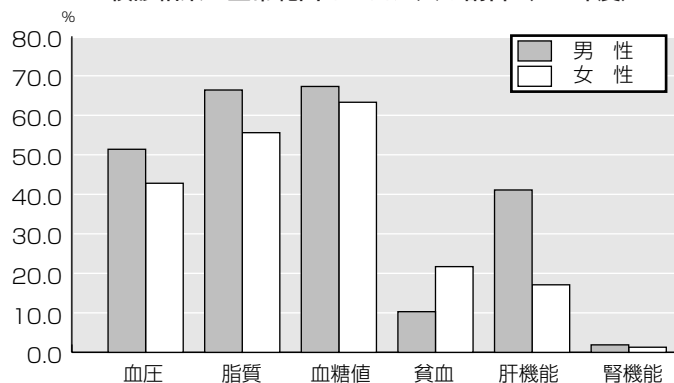
これまでの研究で胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの5つのがんは検診を受けることにより早期に発見でき、早期に治療を行なうことで死亡率が下がることがわかっています。

また、特定健康診査はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防、さらに心臓病や脳血管疾患の予防に大切な生活習慣を見直す機会になります。

ニセコ町では各がん検診と特定健康診査を一度に受けることができます。家族で検診を受けましょう。



検診結果で正常範囲をこえた人の割合（H21年度）



Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

健康づくり推進活動 5万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

健康づくり推進協議会や保健委員会を中心に、健康的な地域づくりについて学習し、話し合いを通して各地区や団体に健康づくり活動の推進を呼びかけています。

■健康づくり推進協議会

健康づくりについての事業内容の検討や各団体の意見交換を年2回行います

■保健委員会

保健委員（18地区25人）の研修会議を年1～2回行います

主な経費

保健委員会開催経費 5万円

保健医療施設整備運営補助 248万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

広域で行われている救急医療や地域医療の充実対策に必要な経費を負担します。

主な経費

救急医療推進のための負担金	147万円
ようてい訪問看護ステーション運営負担金	70万円
俱知安厚生病院医師確保事業負担金	26万円
医療協議会等負担金	5万円

新 第2期健康づくり長期計画策定 150万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

平成15年度から23年度までの計画を見直し、平成24年度から10年間の健康づくり長期計画を策定します。

運動や食生活などの生活習慣改善策やこころの健康づくり対策の重点目標を示します。

主な経費

健康づくり計画策定業務委託料 150万円

チャイルドシート貸出事業 0万円

(担当：町民生活課町民生活係)

道路交通法では、6歳未満の幼児を車に乗せるときは、チャイルドシートを使用することが義務づけられています。町では、チャイルドシートの装着意識と着用率の向上を目的に、無料でチャイルドシートの貸し出しをしています。行事、旅行、帰省などで一時的にチャイルドシートが必要な場合などにご利用ください。

なお、貸出期間は最大で2週間以内です。

【この事業は経費がかかりません】

■幼児シート（対象：おおむね1～4歳程度）

■ジュニアシート（対象：4歳以上の幼児）

交通安全関係団体活動費補助 112万円

(担当：町民生活課町民生活係)

町内には、交通安全指導員や事業所を中心に地域の交通安全活動を支えている「ニセコ町交通安全推進委員会」と、町民のみなさんが参加して交通安全を呼びかける街頭啓発活動などを行なっている「ニセコ町交通安全協会」という2つの団体があります。

町では、交通安全運動を支えるこれらの団体に対して、活動費の補助を行っています。

主な経費

ニセコ町交通安全推進委員会補助	78万円
ニセコ町安全協会活動費補助	34万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

拡 街路灯整備事業

116万円

(担当：町民生活課町民生活係)

町では、二セコ町街路灯整備計画に基づき、町内の交通危険箇所を中心に街路灯を整備しています。

また、自治会などで街路灯を新しく設置するときや大規模な修繕をするときに、費用の一部を補助する制度があります。本年度からLED化を促進するため補助率を50%から75%に引き上げ、町内会の負担を軽減させる支援をします。

※LED化のメリットは電気料の減少、長寿命化やCO₂排出量の削減などがあります

詳しくは町民生活課町民生活係（☎0136-44-2121）へお問い合わせください

主な経費

町内会新規・老朽街路灯更新補助 (LED 電柱供架式 5基分)	66万円
交通安全灯設置 (LED 電柱供架式 3基分)	50万円

街路灯維持事業

565万円

(担当：町民生活課町民生活係)

町が所有している440基の街路灯に必要な電気料と修繕費です。また、自治会などで維持管理している290灯の街路灯の維持費にも助成しています。なお助成は、1年間支払った電気料の60%以内の額となっています。

主な経費

町有街路灯電気料	380万円
町有街路灯修理	84万円
街路灯維持費助成 (31団体)	101万円

歩行者用夜光反射材を配布しています

(町民生活課町民生活係)

交通安全協会と交通安全推進委員会では、交通安全を呼びかけ事故防止を図る目的で、啓発資材を無償で配布しています。

■夜光反射材

昼間と夜間では、歩行者の服の色によって運転者からの見え方が違います。夜間、夜光反射材を付けていると、運転者から100mぐらい離れていても確認できます。運転者は常に十分な注意が必要ですが、歩行者も運転者から発見されやすいように配慮することが大切です。

夜光反射材の配布を希望する人は、町民生活課町民生活係（☎0136-44-2121）までお問い合わせください。

Ⅲ 健康・福祉・防災

4 地域福祉、心身障がい者福祉

障がい者などの綺羅乃湯入館料助成

19万円

(担当：保健福祉課福祉係)

町では、障がいのある人が綺羅乃湯を利用するときに、入館料の一部を助成しています。

また、心身の障がいや、けが・病気のため自宅において入浴が困難な人は、小浴場の利用料が軽減されます。介助する人の入館料も一人に限り助成されます。

■入館料

障がいのある人 大人 150円

子ども 100円

介助する人 150円

※障がいのある人とは

身体障がい者手帳2級以上の人、療育手帳または精神障がい者手帳を持っている人

※この助成制度に必要な費用の一部は綺羅乃湯も負担しています

主な経費

綺羅乃湯入館料助成金 18万円

綺羅乃湯小浴場利用助成金 1万円

拡 重度障がい者タクシー料金の助成

115万円

(担当：保健福祉課福祉係)

身体に重度の障がいがある人の社会参加などの活動をより容易にできるように、3万円分のタクシーチケット（1枚400円）を交付します。1回の利用限度枚数の制限はありません。

■助成の対象となる障がい程度等級

（施設入所者は除く）

視覚1級、下肢1～3級、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の各機能障がい1級

■利用できるタクシー会社

京極ハイヤーニセコ営業所

美空ハイヤー

倶知安ハイヤー

スマイルタクシー

八力自動車（新たに利用できるようになりました）

主な経費

重度障がい者タクシー料金扶助 108万円

チケット作成費用 7万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

4 地域福祉、心身障がい者福祉

じん臓機能障がい者通院福祉手当 28万円

(担当：保健福祉課福祉係)

人工透析を受けている人の通院にかかる費用負担を軽減するため、通院福祉手当を支給します。

主な経費

じん臓機能障がい者通院福祉手当 28万円

精神障がい者通所費の助成 24万円

(担当：保健福祉課福祉係)

共同作業所などに通っている人の交通費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。助成額は1回1,000円(月額の上限は5回までで5,000円)です。

主な経費

精神障がい者共同作業所通所福祉手当 24万円

心身障がい児通園交通費の助成 50万円

(担当：保健福祉課福祉係)

心身に障がいを持つ児童が、療育施設へ通園した時の通園費用の一部を助成します。助成額は1回1,000円(月額の上限は5回までで5,000円)です。

主な経費

心身障がい児通園福祉手当 50万円

財源

北海道の負担額	12万円
ニセコ町の負担額	12万円

障がい児（者）への地域生活支援事業 1,115万円

(担当：保健福祉課福祉係)

この事業は、町が実施主体となり、障がいのある人を地域で支えるさまざまな事業を、地域の実情に応じて実施します。町では、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の5つの事業を実施します。

主な経費

コミュニケーション支援事業	3万円
日常生活用具給付等事業	165万円
移動支援事業	58万円
地域活動支援センター事業	750万円
地域活動支援センター改修事業	139万円

財源

国の負担額	188万円
北海道の負担額	184万円
ニセコ町の負担額	743万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

4 地域福祉、心身障がい者福祉

障がい児（者）への自立支援制度

6,122万円

(担当：保健福祉課福祉係)

障がいの種別（身体、知的、精神）にかかわらず、障がいのある人たちが必要とするサービスを利用できるように仕組みを一元化し、地域生活を支援するための制度です。

主な経費

介護給付 (ホームヘルプサービス、短期入所、施設入所(通所)支援など)	3,796万円
訓練等給付 (グループホーム、就労移行支援、児童デイサービスなど)	1,623万円
補装具給付	300万円
障がい施設等運営負担金	158万円
自立支援医療（更生医療）	134万円
障がい認定審査会負担金	49万円
その他経費	62万円

財源

国の負担額	2,906万円
北海道の負担額	1,484万円
ニセコ町の負担額	1,732万円

新 障がい者基本計画と障がい者福祉計画の作成

150万円

(担当：保健福祉課福祉係)

平成23年度までの障がい者に係る福祉計画の分析・評価を行い、今後の障がい福祉サービスの見込量（数値目標）を設定します。

■計画の期間 平成24年度から平成26年度（3年間）

主な経費

計画作成委託料	150万円
---------	-------

新 災害時要援護者避難支援個別計画の作成

144万円

(担当：保健福祉課福祉係)

災害が起きたときに、高齢者や障がい者で要件にあてはまる人のうち、避難支援を希望する人、または民生委員が支援を必要と思われる人に対し、避難支援の個別計画を作成します。

この計画作成については、ニセコ町社会福祉協議会へ委託します。

主な経費

計画作成委託料 144万円

身体障がい者福祉協会補助 9万円

(担当：保健福祉課福祉係)

ニセコ町身体障がい者福祉協会の研修費などに対して補助します。

主な経費

身体障がい者福祉協会補助 9万円

戦没者追悼式典の開催 38万円

(担当：保健福祉課福祉係)

先の戦争で亡くなられた戦没者を追悼し恒久平和への誓いを新たにするため、毎年式典を開催するほか、遺族会の活動に対して補助しています。

今年も7月20日(水)に開催します。

主な経費

式典経費 28万円
遺族会補助 10万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

5 その他

新 町の防災対策

6,101万円

(担当：総務課総務係)

町では、災害などの非常時に迅速に対応し、町民のみなさんの生命と生活を守れるようさまざまな取り組みを進めています。

その取り組みの一つとして、昨年度に引き続き、非常時に対応するために必要な備品を取り揃えます。今年度は、断水時に使用する給水容器や避難所などで使用できる毛布、捜索時に使用するヘルメットなどを購入する予定です。

また、羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署において、昭和57年に購入した水槽付ポンプ自動車を更新するため、その費用を町が負担します。

主な経費

災害対応用備品の購入	129万円
遭難など捜索対応経費	26万円
その他事務経費	6万円
羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署負担金	
水槽付ポンプ自動車更新費用	5,940万円



水槽付ポンプ車

しりべし弁護士相談センター運営事業

15万円

(担当：町民生活課町民生活係)

札幌弁護士会では、ニセコ町を含めた羊蹄山ろく7町村と、岩内町、共和町、神恵内村、泊村、黒松内町、寿都町、島牧村の計14町村に暮らしている住民からの法律相談を受けるため、岩内町にしりべし弁護士センターを設置し、法律相談を行っています。町では、この運営費の一部を負担しています。

法律相談日の日程は、「広報ニセコ」でお知らせします。相談にかかる費用は、原則として初回のみ無料です。なお、法律相談は予約制ですので、あらかじめ電話などでお申し込みください。

■連絡先：しりべし弁護士センター

住 所 岩内町高台84番地3
電話番号 (0135) 62-8373
受付日 毎週水曜日(祝祭日は除く)
受付時間 平日の午前10時から午後4時まで

主な経費

しりべし弁護士センター負担金 15万円

消費者保護の取り組み

40万円

(担当：商工観光課商工労働係)

架空請求やリフォーム詐欺、訪問販売のトラブルなど、消費者問題に関する相談は年を追うごとに増え、内容も複雑化しています。町でも町民のみなさんが消費者問題や悪徳商法などに遭わないようにさまざまなお知らせをしていきます。

主な経費

広域消費相談体制の運営費	13万円
お知らせ用パンフレットの作成	20万円
その他経費	7万円

財源

北海道の負担額	27万円
ニセコ町の負担額	13万円

※消費者保護の取組の一部を北海道が負担しています

ようてい地域消費生活相談窓口の共同運用

296万円

(担当：商工観光課商工労働係)

倶知安町を除く羊蹄山麓7町村（黒松内・蘭越・ニセコ・真狩・留寿都・喜茂別・京極）では、昨年度、悪徳商法や架空請求などの消費生活に関する困りごとに対し、相談を受け付け、一緒に解決のお手伝いをする『ようてい地域消費生活相談窓口』を共同設置しました。この相談窓口は、ニセコ町役場商工観光課内に設置しています。

相談する人の個人情報や相談の内容などは堅く守られますので、もし悪徳商法などで心配な事がありましたら、一人で抱え込まず、気軽に相談してください。

※相談窓口について詳しいことは、広報「ニセコ」などでもお知らせします

主な経費

相談員の人件費	220万円
相談員研修等旅費	38万円
その他相談事務経費（電話・郵便料等）	38万円

財源

北海道の負担額	228万円
各町村からの負担金 （うちニセコ町の負担分）	68万円 13万円

※消費生活相談窓口の共同設置の全ての経費は北海道と関係町村が負担します

Ⅲ 健康・福祉・防災

5 その他

ようてい地域消費生活相談窓口は
消費生活全般に関わる相談の窓口です。



ようてい地域消費生活相談窓口は、商品やサービスなど、消費生活全般に関するトラブルや苦情、問い合わせなど、消費者からの相談を受け付け、公正な立場で処理に当たっています。

相談を受ける人

窓口では消費生活問題に対応する専門の相談員が相談を受け付けています。問題解決のための助言や、情報の提供などを行いますが、より専門的な相談・あっせんが必要な場合は、それにふさわしい相談機関などの紹介・あっせんなどを行っています。

相談できる内容

- 悪徳商法による被害、訪問・通信販売などによる事業者とのトラブル
- 虚偽偽装、虚偽広告など不適切な表示による被害
- 安全性を欠く商品やサービスによる被害
- 日常の消費生活全般に関わる相談

おかしいな、困った、だまされたと思ったら、すぐに相談

消費者ホットライン

平成22年1月12日から実施

0570-064-370

たのこーななせの せろろよ、あんなせ

消費者ホットラインとは？

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一歩をお手伝いします。一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。

※詳細はホームページでご確認ください。

ようてい地域消費生活相談窓口
☎0136-44-1600

受付／平日8:40～17:15